

Press Release

平成 26 年 7 月 9 日
日本公認会計士協会

第48回定期総会の決議事項について

本日（7月9日）の第48回日本公認会計士協会定期総会において、承認された主な決議事項の概要をご報告いたします。

・品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の改正のための会則及び関係規則の一部変更

本会は、監査に対する社会的信頼を維持・確保するため、平成11年に品質管理レビュー制度を導入し、また、平成19年には同レビュー制度の下での上場会社監査事務所登録制度の運用を開始し、会員の監査業務の質的水準の維持・向上に努めてきた。上場会社監査事務所登録制度における上場会社監査事務所名簿の証券取引所における活用などに見てとれるように、資本市場における品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の重要性・社会からの期待は、ますます高まっている。

一方で、現行の品質管理レビュー制度は、公認会計士法（以下「法」という。）上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所をその対象としていることから、対象外の監査事務所を巻き込んだ監査に対する社会的信頼を揺るがすような事態に陥った場合に、関係する全ての監査事務所の品質管理状況を確認することができないこと、品質管理レビューを実施しようとする際には多くの手続を踏まなければならないことなどから、こうした事態において速やかに品質管理レビューを実施すべき状況であっても適時の対応をとることが困難であること等の課題も存在している。

そこで、これまでの品質管理レビュー制度の実績と監査に対する社会からの期待を巡る課題等を勘案し、品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度について、より一層の充実を図るため、次のとおり会則、品質管理委員会規則、上場会社監査事務所登録規則及び継続的専門研修制度に関する規則の一部変更を行うこととした。

1. 会則の一部変更

(1) 品質管理レビューでは、レビューを実施した結果として、改善勧告等を行い監査事務所の品質管理の充実に向けての指導を行うとともに、品質管理レビューの結果に応じて上場会社監査事務所登録制度上の登録の可否及び措置を決定する等一部監督機能も果たしている。会員の監査業務に係る指導・連絡及び監督という本会の設立目的（法第43条第2項及び会則第2条）に鑑みれば、自主規制団体として品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対し、品質管理の充実のための自助努力を促すとともにその状況を監督していく必要があると考えられる。

以上のことから、品質管理レビューの性格を「指導的性格」から「指導及び監督」に変更するとともに、レビューの結果に基づく措置（以下「新措置」という。）制度を新設することとした。

- (2) 新措置制度が設けられたこと等に伴い、品質管理レビューの種類を次のとおり整理し定義することとした。

品質管理レビュー (ア)及び(イ)の総称をいう。

(ア) 定期に、又は機動的に監査事務所の行う品質管理状況をレビュー(通常レビュー)し、新措置を検討・決定する。

(イ) 監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に陥った場合に、当該事態に係る監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理状況をレビュー(特別レビュー)し、新措置を検討・決定する。

品質管理の状況のレビュー 上記(ア)(イ)のうち、新措置の検討・決定を除いた通常レビュー及び特別レビューの総称をいう。

- (3) 現行の品質管理レビュー制度では、法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所について、品質管理レビューを受ける義務を課している。

しかしながら、法第46条の9の2第1項等が監査業務全てを対象としていること、監査に対する社会的信頼を揺るがすような事態に陥った場合には、関係する全ての監査事務所の品質管理状況を確認する必要があることに鑑み、監査契約を締結している全ての監査事務所に品質管理レビューを受ける義務を課することとした。

- (4) 常に社会のニーズに即した品質管理レビュー制度を維持するためには、制度の見直しを継続的に行うことが必要であることから、品質管理レビュー制度及び運用に関する会長への意見具申を品質管理委員会の職務とすることで、品質管理委員会による自発的な制度改正の意見具申を適時会長に行うことができることとした。また、上記(1)のとおり、新措置制度が設けられたことに伴い、新措置の決定を品質管理委員会の職務として加えるほか、上場会社監査事務所登録制度上の措置の決定についても職務として明示することとした。

- (5) 新措置の決定は品質管理委員会が行うが、品質管理委員会が決定した新措置は、会長が当該監査事務所に通知した時からその効力を生ずることとした。

- (6) 新措置制度が設けられたことに伴い、品質管理委員会が上場会社監査事務所等に対し新措置の決定(一定の措置の決定を除く。)をしたときは、上場会社監査事務所名簿等への登録に関し必要な措置内容についても決定することとし、その措置の内容は、次のとおりとすることとした。

品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示

上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示又は準登録事務所名簿への登録の取消し

2. 品質管理委員会規則の一部変更

- (1) 上記1(2)(ア)の通常レビューについて、次のとおり区分することとした。

定期レビュー 原則として3年に1度、計画的に実施するレビュー

機動レビュー 定期レビューを補完する必要があると品質管理委員会が判断した場合に実施するレビュー

- (2) 上記1(3)のとおり、監査契約を締結している全ての監査事務所に品質管理レビューを受ける義務を課すこととしたが、通常レビュー及び特別レビューの対象となる具体的な監査事務所について、次のとおり規定することとした。

通常レビューの対象監査事務所 会計監査人設置会社、金融商品取引法の規定により監査証明を受けなければならない者、銀行法上の銀行などの第4条に規定する者と監査契約を締結している監査事務所

特別レビューの対象監査事務所 監査契約を締結している監査事務所のうち、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事態に係る監査事務所

- (3) 上記1(1)のとおり、新措置制度が創設されることから、当該新措置の種類について、次のとおり規定することとした。

注意
 厳重注意
 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告

3. 上場会社監査事務所登録規則の一部変更

- (1) 現行制度では、準登録事務所名簿への登録を申請することができる監査事務所の1つとして、会社法上の大会社で売上高が10億円以上の者の監査を行っている監査事務所としていたが、これを会社法上の会計監査人設置会社で売上高が10億円以上の者の監査を行っている監査事務所に変更することとした。
- (2) 上記1(6)のとおり、品質管理委員会が上場会社監査事務所等に対し新措置の決定をしたときは、当該新措置が一定の措置の決定である場合を除き、上場会社監査事務所名簿等への登録に関し必要な措置内容についても決定することとなるが、その除かれる一定の措置の決定は、注意(上記2(3))の決定とすることとした。

・ 税務業務を行う会員等の支援の充実・強化のための会則の一部変更

近年、税務業務の複雑化・高度化が進む中、税務業務を行う会員等においてもより高度な専門性が求められ、社会からの幅広いニーズに的確に対応するためには、当該会員等の資質の維持・向上を目的とした業務支援の徹底が不可欠となっている。このような状況において、税務業務を行う会員等の支援をその目的として設置した税務業務部会の支援内容の一層の充実及び管理体制の強化を図る必要があること、外部団体等との協調体制を整備する必要があることから、組織体制を整理するため、次のとおり変更を行うこととした。

- (1) 本会に、税務業務を行う会員等が公認会計士としての資質及び特色を発揮して税務業務を遂行できるよう、その資質の維持及び向上を図るとともに、関係諸機関との連携協調を図るため、税務業務協議会を設置することとした。
- (2) 税務業務協議会の職務は、次に掲げる事項とした。
 - 税務業務に関する研究調査を行うこと。
 - 税務業務に関する研修会を企画立案すること。
 - 、 に掲げるもののほか、税務業務を行う会員等の資質の維持及び向上を図るために必要な施策を企画立案し、及び実施すること。
 - 税務業務を行う会員等の組織化の充実に係る施策を企画立案し、及び実施すること。
 - 税務業務に関連した関係諸機関との連携協調を図ること。
 - その他税務業務を行う会員等に係る施策を検討すること。
- (3) 現行の税務業務部会への入会は任意とされているが、税務業務を行う会員等の全体像及びその業務の状況を的確に把握し、税務業務を行う全ての会員等への最新の有益な情報の周知を図るため、税理士登録を受けた会員等は全て税務業務部会の部会員になることとした。

・ 公会計協議会の設置のための会則の一部変更

- (1) 公認会計士は、会計及び監査の専門家として、国又は地方公共団体等の公的分野における会計及び監査の業務に携わり、貢献している。今後もますますその活躍が期待される一方で、例えば、地方公共団体の監査制度改正に向けた検討においては、その監査の特殊性から、監査主体の専門性及び人員の確保等が検討課題として挙げられている。
 このような状況を踏まえ、公的分野及びこれに関連する非営利分野について、資料又は情報の提供その他の支援を行うことにより当該業務に携わる会員及び準会員の資質の維持及び向上を図るとともに、当該会員等の組織化を推進することによりその活動領域の拡充を促進するため、公会計協議会を設置することとした。

(2) 公会計協議会の職務は、次に掲げる事項とした。

公会計関連業務に関する研修会を企画立案し、及び資料又は情報の提供を行うこと。
に掲げるもののほか、公会計関連業務に携わる会員等の資質の維持及び向上を図るために必要な施策を企画立案し、及び実施すること。

公会計関連業務に携わる会員等の組織化の推進に係る施策を企画立案し、及び実施すること。

公会計関連業務に携わる会員等に関する情報を発信すること。

その他本会の会長が必要と認めた事項を行うこと。

・ 倫理規則の一部変更

国際会計士連盟(IFAC)の、国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が策定している、Code of Ethics for Professional Accountants(以下「IESBA 倫理規程」といいます。)が、2013年(平成25年)3月に改訂された。今回のIESBA 倫理規程の改訂は、倫理規程に違反した場合の対応及び利益相反にかかるガイダンスの充実化を図るためのものとなっている。

IFACの加盟団体は、「加盟団体が遵守すべき義務に関するステートメント(Statements of Membership Obligations)4」により、「国内の法律等による固有の規定がある場合を除き、IESBAの規定よりも緩やかな基準を適用してはならない」とされている。本会はIFACに加盟しており、現在の「倫理規則(注解を含む。以下同じ。)」及び「独立性に関する指針」は、IESBA 倫理規程を基に、我が国の公認会計士法等の法令や、我が国に以前から存在した倫理関係の規定等を考慮して策定されている。

そこで、平成25年3月のIESBA 倫理規程の改訂を踏まえ、本会の倫理規則を以下のとおり変更することとした。

(1) 倫理規則等違反への対応

倫理規則においては、倫理規則等の規定の違反を認識した場合、当該違反の重要性や基本原則を遵守できているかどうかを自ら評価し、当該違反の影響を是正するための対応策を講ずることを総則として規定した。

(2) 監査役等とのコミュニケーションに係る規定の新設

「倫理規則」の規定に従って、監査役等とコミュニケーションを行う際の以下の規定を新設した。本規定の新設は監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」とも整合したものとなる。

- ・ 依頼人又は所属する組織の企業統治の構造に応じて、コミュニケーションの実施に適した者(特定の者又は監査役等を構成する全ての者)を判断すること。
- ・ 特定の者(例えば、監査役会における監査役)と個別にコミュニケーションを行おうとする場合には、監査役等を構成する全ての者に適切に情報が伝わるように、監査役等を構成する全ての者とコミュニケーションを行うことが必要かどうかを判断すること。

(3) 利益相反に関するガイダンスの充実

利益相反に関するガイダンスの充実化を図るため、現行倫理規則第19条及び第35条を改正している。

本改正では、倫理規則において詳細に記載を行うと、規則が読みづらくなる点を考慮し、倫理規則のボリュームを抑え、理解しやすくするため、倫理規則では全般的な拘束性のある要求事項と指針への委任規定のみを設けることとした。

詳細なガイダンスは、利益相反に係る取扱いを定めた指針として「利益相反に関する指針」(細則相当)を新設している。なお、本指針の新設に伴い倫理規則の別表にある「職業倫理の規範体系」に「利益相反に関する指針」を追加し、全体の体系を説明している。

・委員会規則の一部変更

(1) 中小企業施策調査会の設置に伴う変更

近年、中小企業を巡る経営課題が多様化・複雑化する中、政府及び関係団体において中小企業支援に関する様々な施策が推進されている。一昨年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づく経営革新等支援機関認定制度において公認会計士が支援事業の担い手として一定の役割を果たしていることなどを踏まえ、本会としてもこれまで中小企業支援に係る施策を検討・実施してきた。今後も継続して中小企業に対する支援事業を行っていく必要があるものと考えられることから、中小企業支援のより一層の充実・強化を図るための体制を整えるため、常置委員会として中小企業施策調査会を新たに設置することとした。

なお、同調査会は、中小企業の支援等に関する業務の充実に資するために必要な施策を検討するほか、会長の諮問に応ずることをその職務とすることとした。

(2) 本会公表物の作成過程等の透明化に関する変更

本会が作成し、公表している報告書及び実務指針については、その作成に当たって草案の段階で会員等に公表し、意見を聴取する手続をとっているが、この手続で寄せられた意見に対する本会の対応等については、具体的な定めがなかった。このことから、会員等に草案を公表して意見を聴取する手続をとった場合には、常務理事会の議を経て、意見を聴取した結果及びその対応について公表する手続を新たに規定することとした。

以 上